

違法・有害情報への対応を支援する 事業者相談センターの設置について

平成19年12月27日

社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員長
違法情報等対応連絡会 主査

桑 子 博 行

12月5日の報道内容から

NHK ニュース 有害サイトの削除へ相談機関

インターネットのプロバイダーや掲示板の管理者は、違法な商品を紹介するホームページのほか「闇サイト」や「自殺サイト」といった有害なホームページをプロバイダー責任制限法に基づき削除することができます。大手のプロバイダーはこうした削除を積極的に行っていますが、中小のプロバイダーの中には表現の自由との兼ね合いもあって削除していかどうか判断できず放置しているケースが少なくありません。このためプロバイダーで作る4つの業界団体は中小のプロバイダーの相談に乗る機関を初めて設立することになりました。相談機関は総務省の資金協力を受けて設けられ、闇サイトの怪しげな書き込みや商品の名前自体は書かれていないものの違法な取り引きをしているとみられるホームページなどについてプロバイダーが削除できるかどうか迷った際にアドバイスをします。この機関は年明けにも暫定的に開設され、総務省の検討会で運営の方法や業務の範囲を議論していくことになっています。

朝日新聞 ネット業界、有害情報の対応助言 業者向けに相談窓口

インターネット上の名誉棄損やわいせつ表現などの違法・有害情報について、業者からの相談を受け付ける窓口を、通信事業者とネット接続業者などの業界団体が設置することを決めた。個別の事例について削除すべきかどうかの判断を業者が迷うことが多いため、窓口で助言する。設置時期など細部は今後詰める。

窓口のあり方を検討しているのは、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟の4団体。

ネット上の違法・有害情報をめぐっては、出会い系サイトなどが犯罪の温床になっていると指摘が多い。携帯電話向けの閲覧制限機能の普及を目標とした検討会を総務省が立ち上げるなど、官民で対策づくりを急いでいる。

インターネットにおける違法・有害情報への対応

違法情報の氾濫

- ・名誉毀損・プライバシー侵害
- ・著作権・商標権侵害
- ・わいせつ物・児童ポルノ
- ・違法な薬物売買等
- ・出会い系サイトの不正誘引
- ・その他

有害情報の氾濫

- ・アダルト
- ・出会い系サイト
- ・自殺サイト
- ・違法行為の誘引
- ・裏情報提供サイト
- ・その他

闇サイトなど
新たな問題事案

削除してよい
のか？

訴訟を起こされ
たらどうしよう

ガイドラインの
内容を確認した
いが・・・

プロバイダにとって対応が
困難なケースが増加

業界団体が策定したガイドライン

- ・プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン
- ・プロバイダ責任制限法 著作権関係ガイドライン
- ・プロバイダ責任制限法 商標権関係ガイドライン
- ・プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン
- ・インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン
- ・違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項
- ・インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン
- ・ホットライン運用ガイドライン

対応指針

特に、中小のプロバイダにとり、対応に際して
相談できる受け皿が必要になっている

違法・有害情報に関する事業者相談センター (案)

違法・有害情報
事業者相談センター

TCA

テレサ協

JAIPA

CATV

4団体に
加入していない
電気通信事業者

対象とする相談内容

- ・違法・有害情報等に関する相談全般を対象

相談を受ける対象について

- ・業界4団体の会員事業者
- ・4団体に属していない電気通信事業者

相談に対する回答について

- ・あくまでも事業者に対するアドバイスの観点
で対応するもの

※相談センターにおける対処方針などに関しては、必要に応じて検討会における議論をふまえて対応する予定